

令和7年度 自主防災組織



防災活動用資機材交付 地区防災訓練企画の 手引き



姫 路 市

目 次

I 本文

1 姫路市自主防災組織防災資機材交付事業	1
(1) 事業内容	1
(2) 回答方法	1
(3) 交付の流れ	1
(4) 注意事項	1
2 地区連合自主防災会訓練の企画について	2
3 問合せ先	2

II 避難訓練をしよう

III よくある質問（Q & A）

IV 参考資料

1 姫路市自主防災組織防災資機材交付要綱	7
2 防災資機材交付申請書（記入例）	11
3 交付資機材訓練活用事例	15

自主防災組織防災活動用資機材交付の手引き

1 姫路市自主防災組織防災資機材交付事業

この事業は、防災資機材を交付することで、自主防災組織の行う防災活動を支援する事業です。

この資料を参考に、防災資機材の交付希望調査に回答していただくとともに、交付した資機材を活用して、地域防災力の向上に効果がある自主防災訓練を促進されるようお願いします。

(1) 事業内容

	詳細説明
交付先	地区連合自主防災会
交付資機材	消火器、バケツ、ヘルメット等、市が定める資機材の中から、自主防災組織が希望するもの（交付資機材の総額は、交付限度額内とします。）。 地区連合自主防災会を構成する自主防災組織の世帯の数を合算した数の区分に応じ決定しています。
交付限度額	

(2) 回答方法

オンライン申請か防災資機材交付申請書（様式第1号）の提出

(3) 交付の流れ

手続き	時 期
回答（オンライン申請か交付申請書提出）	9月30日（火）まで
交付決定通知	12月中旬頃
防災資機材の交付	令和8年1月下旬以降
受領書提出	交付時

(4) 注意事項

交付された防災資機材の管理、修理、消耗品の補充、廃棄及び再購入は、自主防災組織で行ってください。

2 地区連合自主防災訓練の企画について

自主防災訓練を企画する際には、次の資料をご活用ください。

- (1) スケジュールの立て方（いつ頃、どんなことに取り組むかなど）の紹介
訓練を企画してみよう（P 3を参照）
- (2) 訓練の紹介
 - ① 自主防災組織の災害対応手引き（市ホームページに掲載）
(<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000004383.html>)
 - ② 市ホームページ
 - ア 「自分たちの地域は自分たちで守る！」自主防災訓練を実施しよう
訓練の方法などを紹介しています。
 - イ YouTube ひめじ動画チャンネル
段ボールベッドの組み立て方などを動画で紹介しています。
 - ウ 地区防災訓練モデル事業
令和2年度に高浜地区で実施した訓練の資料を掲載しています。
 - エ 自主防災組織への支援
自主防災組織の活動に対して実施している各種支援を掲載しています。
- (3) 助成金や資機材の貸出などの情報
市ホームページ（自主防災組織への支援）
 - ・ ひょうご安全の日推進事業助成制度（兵庫県）
 - ・ 訓練用資機材の貸出
 - ・ 命のパスポートなどの資料

3 問合せ先

姫路市危機管理室 自主防災担当

〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3番地

☎ 079-223-9599 / Fax 079-223-9541

E-mail jisyubousai@city.himeji.lg.jp

避難訓練をしよう！

STEP 1

日時を決める



STEP 2

災害の想定を決める

- ・ 地震 ・ 津波 ・ 洪水
- ・ 土砂災害 等



STEP 3

避難する場所を決める

- ・ 指定緊急避難場所(避難所)
- ・ 津波避難ビル
- ・ 一時避難場所
- ・ 地域公民館や公園 等



STEP 4

詳細な内容を企画する

- ・ 参加人数は？
- ・ 準備する物は？
- ・ 避難訓練と一緒に他の訓練も実施
- ・ 防災無線を使用したい 等

STEP 5

訓練実施



避難訓練以外にも

〔各種訓練の相談〕
〔防災訓練資機材の貸し出し〕

受け付けます！

《 問い合わせは 》

・ 政策局 危機管理室
079-223-9599

又は地区を所管する
消防署予防担当

・ 姫路東消防署
079-288-0119

・ 姫路西消防署
079-294-0119

・ 飾磨消防署
079-233-0119

・ 網干消防署
079-273-0119

・ 中播消防署
0790-23-0119

訓練スケジュール

〔モデル例〕



9:00~9:10

《訓練開始の合図（情報伝達訓練）》

- ・ 電話による連絡網
- ・ 防災無線の放送



9:10~9:40

《避難スタート（避難訓練）》

- ・ 自宅から直接避難場所へ
あるいは
 - ・ 地域の集合場所に集まり、全員で避難ルートを確認しながら避難場所へ
- ※ 国道250号以南は、津波避難ビル（場所）の確認も行いましょう

9:40~10:20

《避難場所へ到着（別訓練も実施）》

※ 写真撮影をし、記録を残しておきましょう！

- ・ 炊き出し訓練
- ・ 給水訓練
- ・ 煙体験
- ・ 消火訓練
- ・ 救急講習
- ・ 搬送訓練
- 等



10:20~10:30

《訓練の反省・検討 → 次回の訓練等に生かそう！》

※ 議事録等を作成し、記録を残しておこう

- ・ 避難にかかった時間
- ・ 避難に使ったルート
- ・ 避難時の課題



よくある質問（Q & A）

1 申請関係

Q 1 防災資機材交付の申請は、どのような手続きが必要か？

A 1 オンライン申請又は防災資機材交付申請書を危機管理室あてに提出して申請ください。

Q 2 単位自主防災会（単位自治会）への分配はどうしたらいいのか？

A 2 例えば、単位自治会自主防災会ごとに均等でも構いませんし、世帯数ごとに交付限度額を按分する、年度ごとに申請地区を決めて順番に回すなどしていただいても結構です（単価の高い資機材を希望する場合）。地域の実情に応じて、取りまとめをお願いします。

Q 3 地区連合防災会での防災訓練実施の可否で交付限度額がかわるのか？

A 3 防災訓練の実施如何によって、地区連合防災会への交付限度額に差異はありません。

しかしながら、住民一人ひとりが自分の身の安全を守るためにも、防災に対する意識を高め、正しい知識や行動を身に着け、「自分たちのまちは自分たちで守る」というスローガンに基づき、自助・共助の意識を醸成することが必要です。そのためにも、地区連合防災会等が主体となった防災訓練の実施は重要となります。

2 訓練の企画

Q 1 交付された資機材を活用して訓練を企画したいが、参考になる資料が知りたい。

A 1 本手引きに掲載している交付資機材訓練活用事例のほか、別冊の自主防災組織の災害対応の手引きや市ホームページをご参照ください。

(1) 自主防災組織の災害対応手引き

主な防災訓練メニュー

(2) 市ホームページ

・「自分たちの地域は自分たちで守る！」自主防災訓練を実施しよう

（ ← 避難・誘導訓練や救出・救助訓練など訓練方法を掲載）

・YouTube ひめじ動画チャンネル （ ← 例：段ボールベッドの組立方など）

・地区防災訓練モデル事業

・自主防災組織への支援

Q 2 資機材を活用した訓練を行いたいですが、支援制度や助成金等について知りたい。また、訓練のノウハウがないので支援して頂きたい。

A 2 市政出前講座や県のひょうご安全の日推進事業助成事業（市ホームページ参照）。事前に、危機管理室や所管消防署にご相談ください。

(1) 人的・物的支援

① 防災出前講座（「防災を学ぼう！」「命のパスポートを作成しよう！」「避難所について考えよう！」）による研修

② 資機材等の貸出について

(2) 助成金

兵庫県 ひょうご安全の日推進事業助成事業

3 その他

Q 1 単価の高い資機材を希望するが、単位自治会の世帯数ごとで按分するので、入手できない。何か別の方法はないか。

A 1 地区連合自主防災会内で調整したうえで、例えば、年度ごとに申請する地区を決めて順番に回していくなど、地域の実情に応じて、ご検討をお願いします。

Q 2 防災訓練を実施する場合の相談窓口はあるか？

A 2 危機管理室（223-9599）又は所管する消防署にご相談ください。

Q 3 学校等の避難所に配布している避難所資機材を訓練に活用することは可能か。

A 3 災害に備え、平時から訓練で活用することは可能です。使用後は、元の場所に戻すようお願いします。ただし、段ボール製品は、開封すると湿気などで傷むので、実災害時以外には開封しないでください。なお、訓練用資機材の貸出を行っていますので、危機管理室（223-9599）又は所管する消防署にご相談ください。

姫路市自主防災組織防災資機材交付要綱

制定	平成	9年	5月	7日
改正	平成	10年	5月	8日
改正	平成	19年	8月	10日
改正	平成	28年	4月	1日
改正	平成	28年	6月	22日
改正	令和	3年	3月	29日
改正	令和	7年	6月	1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の行う防災活動を支援するために、市が予算の範囲内において行う防災資機材の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。
- (2) 地区連合自主防災会 自主防災組織結成届出書が所轄消防署長に提出された自主防災組織を会員として組織する団体をいう。

(交付対象)

第3条 防災資機材は、地区連合自主防災会に対して交付するものとする。

2 前項の規定により防災資機材の交付決定を受けた地区連合自主防災会内に新たに自主防災組織が結成された場合は、その増加分についてのみ、追加交付するものとする。

(防災資機材)

第4条 交付の対象となる防災資機材は、次に掲げる器材であって、地区

連合自主防災会及び地区連合自主防災会に属する自主防災組織の活動において必要であるものとする。

- (1) 防災活動の用に供する指揮活動用器材、防護用器材、避難誘導用器材、搬送用器材、消火活動用器材、救助活動用器材、救護活動用器材
その他器材
- (2) 避難所運営の用に供する受付用器材、居住空間用器材、非常食等その他器材
- (3) 訓練及び啓発の用に供する訓練用器材及び啓発用器材

2 前項各号に掲げる防災資機材の品名及び価格は、危機管理室長が別に定める。

(交付限度額)

第5条 防災資機材の交付限度額は、地区連合自主防災会ごとに、別表に定める当該地区連合自主防災会を構成する自主防災組織の世帯の数を合算した数の区分に応じ、同表に定める額とする。

2 第3条第2項の場合において、防災資機材の追加交付の限度額は、新たに結成された自主防災組織の世帯の数に800円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(交付申請)

第6条 防災資機材の交付を受けようとする地区連合自主防災会は、当該地区連合自主防災会に属する自主防災組織の活動において必要となる防災資機材を取りまとめ、防災資機材交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は前条の申請を適当と認めた場合は、決定の内容を防災資機材交付可否決定書（様式第2号）により申請をした地区連合自主防災会に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、速やかにその旨を防災資機材交付可否決定書兼交付通知書（様式第2号）により申請をした地区連合自主防災会に通知するものとする。

（交付）

第8条 市長は、防災資機材を交付することと決定した地区連合自主防災会に対し、防災資機材を交付するものとする。この場合において、防災資機材の交付を受けた地区連合自主防災会は、防災資機材受領書（様式第3号）を提出するものとする。

（防災資機材の管理）

第9条 交付を受けた防災資機材は、自主防災組織が管理するものとし、資機材の修理、電池等の消耗品の補充及び紛失に伴う再購入は、自主防災組織の負担において行うものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、危機管理担当理事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の姫路市自主防災組織防災資機材交付要綱の規定により自主防災組織に交付された防災資機材は、改正後の姫路市自主防災組織防災資機材交付要綱の規定により当該自主防災組織によって構成される地区連合自主防災会に交付されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第2条並びに第3条第2項及び第3項の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった防災資機材の交付について適用し、同日前に申請のあった防災資機材の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第３条第２項及び第３項の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった防災資機材の交付について適用し、同日前に申請のあった防災資機材の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年７月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第３条第２項及び第３項の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった防災資機材の交付について適用し、同日前に申請のあった防災資機材の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年６月１日から施行する。

別表（第５条関係）

世帯数（世帯）	交付限度額（円）
４９９以下	６０，０００
５００から ９９９まで	７２，０００
１，０００から １，４９９まで	８４，０００
１，５００から １，９９９まで	９６，０００
２，０００から ２，４９９まで	１０８，０００
２，５００から ２，９９９まで	１２０，０００
３，０００から ３，４９９まで	１３２，０００
３，５００から ３，９９９まで	１４４，０００
４，０００から ４，４９９まで	１５６，０００
４，５００から ４，９９９まで	１６８，０００
５，０００から ５，４９９まで	１８０，０００
５，５００以上	１９２，０００

記入例

※ ③テント(天幕一体型)×5張、⑮粉末消火器×2個
 ⑳段ボールベッド×5個、㉓アルファ化米(わかめご飯)×1箱、
 ㉔長期保存水(2ℓ)×1箱(総合計323,200円)を申請したい場合

様式第1号(第6条関係)

(地区連合自主防災会用)

防災資機材交付申請書

令和7年(2025年) 〇〇月 〇〇日

(宛先) 姫路市長

申請人

組織名 〇〇地区連合自主防災会

代表者名 会長 〇〇 〇〇

交付限度額

地区名	交付限度額
〇〇	〇〇〇〇〇 円

令和7年度から、地区連合自主防災会訓練の実施の有無に関わらず、交付限度額はこちらになります。

次のとおり令和7年度の防災資機材の申請をします。

番号	品名	単価	数量	金額	備考
1.0	腕章(会長)	4,400円		円	
1.1	腕章(隊長)	4,400円		円	
1.2	腕章(副隊長)	4,400円		円	
1.3	腕章(班長)	4,400円		円	
2.0	ビブス(青)	1,600円		円	
2.1	ビブス(赤)	1,600円		円	
2.2	ビブス(黄)	1,600円		円	
2.3	ビブス(緑)	1,600円		円	
2.4	ビブス(橙)	1,600円		円	
3	テント(天幕一体型)	51,100円	5	255,500円	
4	テント(天幕分離型)	69,300円		円	
5	プラスチックメガホン	700円		円	
6	トランジスターメガホン	16,500円		円	
7	ヘルメット	2,000円		円	
小計				255,500円	

番号	品 名	単 価	数 量	金 額	備 考
8	軍手 (12 双)	4 0 0 円		円	
9	ヘッドライト	3, 0 0 0 円		円	
10	トランシーバー	1 1, 0 0 0 円		円	
11	誘導灯	1, 5 0 0 円		円	
12	車いす	3 2, 0 0 0 円		円	
13	担架	2 9, 7 0 0 円		円	
14	レスキューシート	2 7, 9 0 0 円		円	
15	粉末消火器	6, 6 0 0 円	2	13, 200 円	
16	消火器格納箱	2, 1 0 0 円		円	
17	プラスチックバケツ	7 0 0 円		円	
18	パール	3, 3 0 0 円		円	
19	のこぎり	2, 0 0 0 円		円	
20	ロープ	2, 9 0 0 円		円	
21	ジャッキ	9, 7 0 0 円		円	
22	ショベル	2, 4 0 0 円		円	
23	脚立	1 0, 6 0 0 円		円	
24	救急セット	2 7, 7 0 0 円		円	
25	三角巾	8 0 0 円		円	
26	アルミシート	4 0 0 円		円	
27	台車	2 6, 4 0 0 円		円	
28	工具セット	5, 9 0 0 円		円	
29	防水シート	1, 9 0 0 円		円	
30	土のう袋 (200 枚)	1 4, 0 0 0 円		円	
31	警戒ロープ	1, 9 0 0 円		円	
小 計				13, 200 円	

番号	品 名	単 価	数 量	金 額	備 考
32	カラーコーン	4 0 0 円		円	
33	コーンベース	7 0 0 円		円	
34	コーンバー	5 0 0 円		円	
35	非接触型体温計	4, 2 0 0 円		円	
36	消毒液	1, 8 0 0 円		円	
37	足踏み式ゴミ箱	3, 0 0 0 円		円	
38	段ボールベット	9, 1 0 0 円	5	45, 500 円	
39	簡易ベッド	1 0, 8 0 0 円		円	
40	段ボール間仕切り	7, 3 0 0 円		円	
41	エアーマット	1, 8 0 0 円		円	
42	災害用毛布	3, 9 0 0 円		円	
43	アルファ化米 (15 食)	5, 9 0 0 円	1	5, 900 円	
44	アルファ化米塩こんぶ粥 (30 食)	1 1, 4 0 0 円		円	
45	長期保存水 500ml (24 本)	4, 9 0 0 円		円	
46	長期保存水 2L (6 本)	3, 1 0 0 円	1	3, 100 円	
47	ポリタンク	1, 3 0 0 円		円	
48	携帯トイレ (3 袋)	8 0 0 円		円	
49	携帯トイレ (100 袋)	1 9, 4 0 0 円		円	
50	マスク (50 枚)	2, 0 0 0 円		円	
51	養生テープ	4 0 0 円		円	
52	ウェットティッシュ	7 0 0 円		円	
53	カイロ (240 枚)	1 6, 5 0 0 円		円	
54	OAタップ	3, 0 0 0 円		円	
55	サーキュレーター	4, 0 0 0 円		円	
小 計				54, 500 円	

番号	品 名	単 価	数 量	金 額	備 考
56	マルチポータブルチャージャー	5, 4 0 0 円		円	
57	HUGセット	2 0, 2 0 0 円		円	
58	ポケットティッシュ (100 個)	1, 8 0 0 円		円	
59	救急絆創膏 (100 セット)	5, 3 0 0 円		円	
小 計				0 円	
総 合 計		323, 200 円			

- 1 金額欄は、単価×数量で算定し、記入してください。
- 2 総合計の金額が交付限度額内になるようにメニューの中から選定してください。

〔配布希望場所記入欄〕

住 所	姫路市〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇
施 設 名	〇〇公民館

総合計金額が、交付
限度額を超えないよう
に、ご注意ください。

交付資機材訓練活用事例

☆ 自主防災組織の重要な活動のひとつである自主防災訓練を企画する際には、「自主防災組織の災害対応手引」、「姫路市板携帯・災害避難カード『命のパスポート』」及び「姫路市避難所運営のポイント」などの冊子等を参考に、市が交付する防災資機材もご活用いただき、地域の特性に応じた訓練を実施しましょう。

※ … 具体的な訓練方法は、市ホームページ「自主防災訓練を実施しよう」「YouTube ひめじ動画チャンネル」をご参照ください。

※ … 訓練企画については、市ホームページ「地区防災訓練モデル事業」や、本手引書P3・P4「避難訓練をしよう」等を参照ください。



「自主防災訓練を
実施しよう」



「YouTube
ひめじ動画チャンネル」



「地区防災訓練
モデル事業」



「自主防災組織
への支援」

☆ 姫路市では、自主防災組織の活動に必要な資機材・備品などの貸出を行っています。利用される場合は、所管する消防署か危機管理室までご連絡ください。

貸出用防災訓練資機材一覧表

	資 機 材 名	危機管理室	姫路東消防署	姫路西消防署	飾磨消防署	網干消防署	中播磨消防署
1	水消火器	—	35	44	39	55	30
2	水消火器用標的	—	8	14	10	29	5
3	救急訓練用人形	—	11	成人14 小児 8	11	23	成人10 小児 7
4	AEDトレーナー	—	15	11	11	11	11
5	毛布	7	7	3	2	10	1
6	救急担架用竹材	14(7組)	8(4組)	—	4(2組)	—	2(1組)
7	段ボールベッド	楕円タイプ	2	2	2	2	2
8		箱タイプ	2	1	1	1	1
9	簡易ベッド	1	1	1	1	1	1
10	段ボールパーテーション	2	1	1	1	1	1
11	テント型パーテーション	2	2	2	2	2	2
12	簡易トイレ（テント付）	2	2	2	2	2	2
13	非常用持出袋（展示用）	2	1	—	1	1	1